

令和3年3月1日開会

令和3年第1回木曾岬町議会定例会

行政報告

町長

皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第1回町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今期定例会には執行部より、承認案件1件、令和2年度各会計の補正予算8件、条例制定及び改正7件、令和3年度各会計の当初予算8件、道路認定他2件など、合わせて26議案を提出いたしました。

いずれも重要な案件でございます。

何卒、慎重審議を賜りますようお願いいたします。

それでは早速ですが、議長の許可をいただきましたので行政報告をいたします。

先ず、新型コロナウイルス感染症の防止対策に関する動きと、今後のワクチン接種の状況等について報告させていただきます。

令和3年の年明け以降、三重県下の中でも北勢地域での感染が拡大し、病床がひっ迫してきた事から、1月13日、桑名市長を初めとする北勢の各市町長と共に、鈴木知事に対して、医療体制の確保、病床の拡充、支援体制の強化についての緊急要望活動を行いました。

その後、1月14日には、三重県独自の「緊急警戒宣言」が発令され、全県民に向けて、感染防止対策の徹底が要請され、今なお、継続している状況にあります。

また、2月2日には、時短営業を求め、経済支援を実施している桑名市、四日市市、鈴鹿市の3市以外の市町で収益が減少している飲食店に対しての経済支援対策の実施を求め、市長会の正副会長と、町村会の正副会長が代表して、鈴木知事に対して緊急要望活動を行い、県内全域の飲食店などを対象に一律30万円を給付する支援金が創設されるに至ったところでございます。

このような状況の中、現在、町として最も注力しておりますのは、「ワクチン接種の体制確保について」でございます。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種事業計画の案を作成しており、2月中旬から医療従事者への先行接種が始まり、3月中下旬には医療従事者等への優先接種を、また4月からは、住民向けのワクチン接種を開始する予定としております。この接種体制につきましては、コンパクトな本町の特徴を活かした「木曾岬町モデル」として、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を町内2つの医療機関を軸に個別接種のみで実施することとします。なお、国からは、6月末までに、高齢者全員が2回接種する分のワクチンを各自治体へ供給するという方針が示されております。

その後に予定されている65歳未満の対象者については、対象者数を考慮した上で、ワクチン接種が円滑に実施できるよう、集団接種の開設も含めて実施体制を検討し、整備を進めているところでございます。

まだまだ、不確定な要素が多い状況ではございますが、町としては、迅速かつ適切に接種を開始する事が出来るよう、

必要な執行体制を確保すると共に、地域の医療関係団体や三重県と連携して、早期に実施体制の構築をしていきたいと考えておりますし、併せて、町民の皆様からの問い合わせにいち早くお答えできる相談体制の確保にも努めて参りたいと考えておりますので、何卒、ご理解と、ご協力を賜りたいと考えているところでございます。

感染拡大が収束し、1日でも早く安心して暮らすことができるよう、切に願うところであります。

次に、「県道木曾岬弥富停車場線バイパスについて」でございませう。平成28年度から着手した本工事は、接続する町道 雁ヶ地・福崎線と合わせて、去る2月16日に開通いたしました。これにより、木曾岬干拓地から国道23号へのアクセスが向上することから、物流機能の向上による地域の活性化が見込まれるとともに、国道23号との交差点が完成したことにより、都市計画マスタープランに掲げている「町の中央玄関口」としての機能が形成されることとなります。

なお、本バイパスが更に延伸され、現県道と接続された折には、本町を南北に縦断する道路が完成し、国道1号から役場庁舎、国道23号の中央玄関口、木曾岬干拓地など、町の主要拠点を連絡する地域幹線交通軸として位置づけられ、町を東西に横断する国道23号と合わせて広域交通の軸として機能することで、町の活性化に繋がることが期待できることから、早期に延伸されるよう、今後も引き続き精力的に三重県に働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

次に、「ふれあいの里について」でございます。

昨年9月に着工しました社会福祉施設改修工事は、本年2月26日に完成し、施設名称も「ふれあいの里」と命名されることとなりました。

現在は、社会福祉協議会事務所等の移転準備を行っていますが、4月からは、社会福祉協議会において、介護予防の通所型老人デイサービス「ふれあいサロン」などの既存事業に加えて、地域交流事業の拠点施設とするために、

地域福祉の充実と強化を目的とした子どもから高齢者までの世代間交流事業や、「健康予防教室」、「みんなで食堂」など様々なニーズを考慮した新規事業等が幅広く展開され、健康的に過ごせる空間づくりに努めて行くこととなりますので、多くの町民の皆様にご利用いただきたいと考えているところでございます。

最後に、「木曾岬干拓地の利用計画について」でございませう。

昨年12月に開催された第7回木曾岬干拓地土地利用検討協議会では、伊勢湾岸道路南側の都市的土地利用の開始までに、通算で25年かかるとされていたものを、運動広場としての利用形態から、建設発生土のストックヤードとしての利用形態へと変更することにより、通算10年で都市的土地利用が可能となるようにしたいとの提案がなされました。木曾岬町としては、これまで再三にわたって提案してきた事業期間の短縮がようやく実現に向け動き出したことに対して評価を致しているところでございます。

今後も、三重県、桑名市とより一層の連携を図っていきたいと考えておりますし、併せて、三重県からは、伊勢湾岸自動車道の北側、第3期・第4期の分譲につきましても、令和4年度から開始となっていたものを前倒しして、令和3年度から募集が開始できるよう準備を進めているとの報告も受けておりますので、このあたりの事が確定した際には、改めてご説明させて頂きたいと考えております。

なお、当該地区は、工業系の地区計画で分譲し、企業誘致を進めている事から、県地域連携部と協議の上、地区の名称を「木曾岬新輪工業団地」とし、今後さらにポテンシャルの高い魅力を発信し、積極的にアピールして行きたいと考えているところでございます。

以上を申し上げまして行政報告と致します。